

元 氣 の 源 通 信 人事労務・社会保険等手続き・助成金・給与計算	特定社会保険労務士・経営士 深川順次 福岡市東区香椎4-11-17-201 TEL 092-661-0552 FAX 092-661-0582
--	---

(今月の言葉)

- ① 緊急雇用対策として、助成金が新設、拡充されている。
- ② 受給要件をクリアすれば助成金が支給される。
- ③ 大いに助成金を活用しよう。

2009年2月号(第79号)

今回は、助成金(奨励金)について、ご紹介します。

厳しい経済状況の中、緊急雇用対策として新たな助成金の新設されています。また助成金の支給要件が大幅に緩和されたり、助成額が拡充されたりしています。

助成金は、銀行からの融資等とは違って、返済する必要が全くありません。財源は事業所が納めている雇用保険料の一部ですから、雇用保険加入事業所には一定の条件を満たせば支給されます。

ぜひ、助成金をご活用ください。

助成金を活用しよう！

中小企業緊急雇用安定助成金

今、不況時の雇用対策として一番活用されている助成金です。

(目 的)

経営悪化のために、事業活動の縮小を余儀なくされ、一時帰休(休業)や教育訓練・出向を行う事業主に対して支給されます。

(主な受給要件)

- ① 中小企業であること
- ② 生産量要件 最近3ヶ月間の月平均値が前年同期に比べて減少していること。生産量が5%以上減少している場合は、赤字であることの確認は不要
- ③ 休業等に関わる手当の支払が平均賃金の60%以上あること
- ④ 事前に休業等実施計画書などを窓口機関に提出していること

(助 成 額)

- ① 休業手当相当額の5分の4(上限有)

支給限度日数 3年間で300日(最初の1年間200日)まで

その他、緊急雇用対策として主に2つの助成金が生設されました。

- ① 年長フリーター(25~39歳)または内定を取り消された就職未決定者を雇用したとき
年長フリーターには、「直接雇用型」と「トライアル雇用活用型」があります。
ハローワークの紹介が必要です。
- ② 派遣労働者を雇用したとき
6ヶ月を超えて継続して受け入れた派遣労働者を雇用したとき
1人当たり100万円が支給されます。

特定就業困難者雇用開発助成金

助成額が大幅に拡充されました。(H21年2月6日以降の雇い入れが対象)

(目 的)

高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母、障害者等就職困難者を新たに雇い入れた事業主に対して支給されます。

(主な受給要件)

- ①ハローワーク等の紹介後の雇入れであること
- ②雇い入れる前、6ヶ月以内に会社都合の離職者がいないこと

(助成額)

	対象労働者 (一般被保険者)	支給額		助成対象期間	
		大企業	中小企業	大企業	中小企業
短時間労働者以外	①高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	50万円	90万円	1年	1年
	②重度障害者等を除く身体・知的障害者	50万円	135万円	1年	1年6か月
	③重度障害者等※1	100万円	240万円	1年6か月	2年
短時間労働者※2	④高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	30万円	60万円	1年	1年
	⑤身体・知的・精神障害者	30万円	90万円	1年	1年6か月

(※1) 重度身体・知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体・知的障害者

(※2) 週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

65歳以上の方をハローワーク等の紹介により雇い入れたときも**高年齢者雇用開発特別奨励金**(中小企業 短時間労働者—60万円、短時間以外の労働者—90万円)が支給されます。

中小企業定年引上げ等奨励金

(目的)

70歳まで働くことのできる中小企業を支援するため、65歳以上の定年引上げや定年制の廃止、さらに希望者全員を70歳まで継続雇用する制度を導入した事業主に対して支給されます。

(主な受給要件)

- ①旧就業規則で60歳以上の定年および63歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること。
- ②1年以上の雇用保険被保険者期間がある60歳以上の者がいること

(助成額)

雇用保険被保険者の数(企業規模)および導入する制度により助成額は異なります。

- ①60歳以上65歳未満の定年を定めている事業主 **20~160万円**
- ②65歳以上70歳未満の定年を定めている事業主 **20~80万円**

中小企業子育て支援助成金

子育て支援のためにもっとも活用されている助成金です。

(主な受給要件)

- ①従業員が100人未満であること
- ②一般事業主行動計画を策定し労働局に提出していること
- ③就業規則に育児休業規定を明確にうたっていること
- ④1歳までの子を養育するために、6ヶ月以上育児休業を取得すること(産後休業含めても可)

(助成額)

- ① 育児休業 1人目 100万円、 2人目 60万円
- ② 短時間勤務適用者にも助成されます。

その他、新規創業や異業種進出時には、**地方再生中小企業創業助成金**や**中小企業基盤人材確保助成金**などが活用できます。地方再生中小企業創業助成金(創業後6ヶ月以内に支払った**創業経費**の3分の1、雇い入れ1人当たり30万円、100人まで)、中小企業基盤人材確保助成金(雇い入れ **基盤人材**1人当たり210万円、**一般人材**1人当たり40万円、各5人まで)

詳細をお聞きになりたい方は、当事務所までご連絡ください。